批評・紹介

中國の法と社會と歷史

仁井田陞著

昭和四十二年六月　岩波書店刊
A5判　二六七頁

仁井田陞氏が一九六六年六月二二日になくなられてから一年、福島正夫、佐伯有一の兩氏によってまとめられた氏の遺稿集が本書である。

本書には氏のロンドン大學東洋アフリカ研究所での講義案としての「中國の法と社會と歷史」と定年退官を前にして研究生活をふりかえられた「研究生活三十五年の回顧」並びに「書翰」「在歐日記」(氏が病いに倒れられてのちは夫人の手によってつづけられている)及び個別論文として「隋唐の法律とその周邊アジア諸國に及ぼした影響」「魯迅の作品『藤野先生』と『阿Q正傳』」「中國の『家』について」が收められている。各文成立の由來とそれを本書に收めた因緣については卷末に編者による說明が附されている。全體としては「これらは學術論文もあれば講演もあり、思い出話もあれば旅行先からの書信もあるというふうで、變った構成といわれるかもしれない。しかしそれが博士の學問と人とを結合して示す最もよい方法とみることもできよう。博士の人柄とその學問の發展とは決してはなれたものではないからである」(編者あとがき)。

氏の沒後、氏の學問と人柄について語られた人々は多い。氏の生涯において最後のそしてある意味では最高の本書の內容についてふれるためには、生前の氏の業績に對してなされた評價をも合せ考える必要がある。その巨大で豐かな學問の位置づけは今後の中國學の發展にとって重要な意義をもっている。しかし「體系化への努力をつづけつつ、常に史的現實そのものに密着した學問的態度」(佐伯有一氏第二稿、後述參照)をとりつづけられた氏の學問を適確に把えることは極めて困難である。それは一般的な學說史整理の枠內に納まるような仕事ではなく、むしろそれぞれの研究者が、氏の業績をうけつぎながら自己の研究をすすめ、更にこの自己の研究の視點から氏の業績をいかにうけとめるかという相互連關的な作業の中で徐々に明らかになってゆくのではないかと思われる。

ここでは現在の筆者の視角からして消化しうる諸氏の氏の學問と人格に對する把え方――それも特にその範圍を限定して――をふまえつつ氏の學問を本書を通じて考えてみたい。ここで參照するのは以下の諸論考である。佐伯有一氏の中國法制史研究前三卷書評(仁井田陞氏・中國法制史研究第四卷附錄)(以下佐伯氏第一稿と略稱、以下同樣)、同氏「仁井田陞博士とその業績」(思想一九六六年一二月號)、福島正夫氏「仁井田博士の人と學問」(圖書二〇四號)、重田德氏「仁井田氏の業績によせて」(歷史學研究三一七號)。

多くの人々が說くごとく、氏の人と學問との結びつきは明らかであると同時に重要な問題であるが、氏の人と學問が深く結びついていればいるほど、直接に氏の人柄にふれることをえなかった筆者にその結びつきを論ずることはできない。本稿で目的とするのは本書を手がかりとして氏の巨人的な研究業績をいかにひきつぐことができるかを自分なりに考えてみることである。

本書の中心部分にあたる「中國の法と社會と歴史」では分量の限られた講義案としての性格から土地所有の問題にはふれられることが少なかったが、同稿の農奴法の部分における明代の一田兩主制への言及と「隋唐の法律とその周邊アジア諸國に及ぼした影響」での均田制の説明を參照するなら、氏の研究の精髄はほぼ本書にまとめられていると言ってよいであろう。又氏の戰後の新しい研究の具體的出發點となったのは周知の如く「中國の農村家族」（一九五二年）であり、これは氏自身も「今まで書いたうちで最も愛惜しているもの」といわれているが、「中國の『家』について」はその二年後に行なわれた講演に據るものであって、「中國の法と社會と歴史」に結實する家族・同族・村落についての氏の歴史像形成の中間項として重要なものと考えられる。ここでは、この二つの論文及び、本書の基礎、背景をなす過去の數多くの業績を主論文である「中國の法と社會と歴史」に關係づける形で問題を考えたい。

氏の中國の法と社會と歴史に對する基本的な態度と分析視角については、氏の戰後における學風の變化とともに佐伯氏第一稿等の議論に明らかである。就中氏が「舊中國社會における法を動かす力について」（中國法制史研究刑法所收・一九五九年）で說かれ本書でもくりかえされる「中國の支配者はいつも法としての意味内容もなく、その實現可能性もない理想の法をつくって平氣でいたのではない。法は窮極において支配者によって決定される。しかし支配者は法の變更をよぎなくされる。法による強壓もその反對に法の手加減も、みな力の對抗の間から生ずる。力の對抗と矛盾對立が法をおしすすめてきた原動力であった」という氏の主張は法史學の分析のみならず歴史學にも確乎とした方向づけを與えるものである。かつて「中國法制史」（一九五二年）の序章で、東洋における專制主義と權威主義の把握に研究の中心課題をおかれた氏の學問もまた、その方向を維持深化させることによって、ここに基本的な理論的視角において質的な變化をとげたといえよう。

しかし本書においてもなお、この視點は現實の分析の面では完全に實現してはいない。重田氏稿が、このような視點は「ついに氏の學問の全領域を貫徹できなかった。むしろ個々の論文における内面的處理に肉化できなかったためにその歴史意識が生まのままであらわれざるをえなかったのがこれらの史論風の文章であるといってよいであろう」とのべられているのは恐らく正しいであろう。しかしこの點についてはここであらためて氏の學風とその變化についても一度その意味をたずねてみる必要がある。

戰後における氏の學問の變化をひきおこした最大の原因は氏も「いままで高くそびえていた、力強く見えていたところの、日本國家社會の權威主義が轟然と目前に響きをたてて倒れていったと見えるその時點で、私はひとつの大きな衝撃をうけました」といっておられるような戰爭體驗のうけとめ方にあることはいうまでもない。しかしここで問題とすべきは、氏の戰中戰前の學問研究に、常識的な意味でいう權威主義や、日本帝國主義の中國侵略に迎合するような發言、思考が皆無だったことである。實に氏は敗戰後、自分は大陸侵略に責任がなかったといおうと思えばいうことのできた數少ない中國研究者の一人であった。戰前の氏の學問のこうした性格は氏の誠實な人格によるとともに、氏のとってこられた法史學の方法とも無緣ではなかったであろう。近代的法學乃至は法史學はその性格をまげない限り、分析に一種の普遍的性格をもつものであり、

たとえその法を生みだす政治的社會的基盤にまでその分析が到達しない場合においても、その法論理における整合性の追求は一定の科學性をもちうるであろう。しかもその意味において氏の戰前の業績は當時において中國社會の最も科學的な把握に到達していたと思われる。そして當時の氏の業績はその點で今なお現にその學問的生命を保っているのである。重田氏のいう、「『日も夜も足りない』ような研究生活の中で、しかも『自己の泳ぐ領域のひろさに喜びを感じるような』資質の充全な伸暢過程」はこのような方法の有効性と相表裏していたはずである。たとえ自己の手になる業績とはいえ、かかる強さをもつ巨大な成果を更にのりこえようとするところに、氏の戰後の學問の苦惱とスランプがあったといえよう。

「そもそも長年かかって自己の學問體系をきずきあげてきた學者が、その學問の枠をまもりつつ新たな視角をきりひらき、既成の自己の業績を否定することは、いかばかりの苦痛にみちた努力であろうか。……これは大きくいえば生命がけの飛躍である。ただ非凡の精神的エネルギーをもち、惡罵中傷をおそれず、ひたすら眞理を追求する誠實さと勇氣をもつ者だけがこれをなしとげることができる」（福島氏稿）そして前記の發言によって氏は最終的に新しい學風を支える論理に到達されたのである。戰後十四年、「中國の農村家族」の上梓よりしても七年ののちである。

こうして戰後の氏の學問は各論考問に、又その理論的主張と實證の間に、更に時には同一論考内においてさえ矛盾をふくみながら發展してきたのである。實際「何度か自ら分析の方法を檢討され、より綜合的體系的な把握を執拗に續けられたにもかかわらず、他面でその體系の系列からはみだすより豐かで大きな中國の史的現實の發掘に惜しげもない努力を費やされているために、安易なイメージの構成を自ら否定された部分も甚だ多い」（佐伯氏第二稿）氏の學問にとって、こうした矛盾は當然のものであった。

本稿では氏のこの發言に端的にあらわされる新しい立場を規準として、氏の業績をどのようにうけつぐことができるかを考えたい。

直接本書についてその内容をみると、家族法に始まり婚姻法・同族法につながる系列の理論、奴隷法・農奴法に始まり土地法につづく理論、及び刑法を中核とする諸法、並びに三者ことに前二者の論理の發展交錯に成立する村落法・ギルド法、というほぼ四系統の論理が全體を構成しているといえる。こうした論理構成は氏の學問の發展過程とも結びついていると思われるが、ここではとりあえず主としてここに記した順に氏の理論について考えることにする。

家族法についてみると、本書でもおおむね「中國の農村家族」によって明らかにされた諸論點が踏襲されている。その主要なものは①中國の農村家族は戰國以來小型家族であったが、その構成からいえば大家族的であった。②家族内の財産は基本的には家族全員の共産であり、從って家産の繼承は遺言制度によらずに家産分割の形式をとる。③共産家族の動きを規定するものは家族の勞働と消費の際の規律であり、その規律は家父長を通じて家族全員を規制する。家父長の家産管理權はここからみちびきだされる。④共産家族の中での各人の位置はその各人が主として勞働を通じてなす家族共同體への寄與によって決定される。という四點にまとめられるであろう。①より分裂家族集團の老人分等に對する鋭い評價が生れ、同族と家族との結びつきへの展望が開かれる。②③からは中國の家父長制の日本等のそれとの差異が明確になり、②④から家産の男子への均分

がみちびかれる。

ことに男系子孫への家産の均分はイデオロギーとしての祭祀の觀念さえ生み、時にはあたかもこうした觀念が均分を生む如くに見えるまでに到るけれども、それをあくまで農村家族での勞働のあり方と結びつけて理解しようとする氏の見解は貴重なものといわねばならない。

この觀點の延長の上に、一見上記の論理と矛盾するような南宋末期の女子分や、主婦の「鍵の權」に關する氏の鮮かな實證が生れてくる。女子分に關する氏の考え方は「宋代の家產法における女子の地位」（穗積先生追悼論文集所收、一九五二年、のち「中國社會の法と倫理」等に轉載）にみられる。ここで氏は南宋期における女子分（男子の二分の一の家產分割）を江南地方の法慣習の反映と考えられた。更に「中國の家父長的權威と家內奴隸的家族」（中國の農村家族）では「華中華南、殊に水田地帶では女子の農耕勞働への參加が比較的強く要求され、農村夫人はその天足のままであって、纏足がまれなのは故なきことではない」として、女子の勞働への參加と女子分との關連についての示唆がなされている。

以上のような氏の農村家族のとらえ方に對して氏の力の矛盾對抗の理論をあてはめるなら、究極においてかかる家族法乃至は法慣習をきめたのが誰であり、それに對して闘ったのが誰であるかを明らかにしなければならない。この點からすると家內奴隸的家族といっても、彼らが家父長に對して奴隸的であったというのは困難であろう（この點についてはすでに大竹秀男氏が「中國の農村家族」に附されたその書評の中で指摘されている）。仁井田氏もまた「農村家族は十全な意味で土地を所有せず」「支配者側からの遠慮のない收奪が行なわれ、生產をましたらそれだけ奪われ」「家父長もまた奴隸的である」といわれている。こうしてみると「經營の合理化のためにはまず家族勞働力に目をつける」のが家父長であっても、それに目をむけざるをえなくさせるのは搾取者の側である。宋代以後の中國では、貧農あるいは小作農がこのような家內奴隸的とさえ表現される勞働の投下によって自作農に上昇することはまれではないが、逆にかかる家內奴隸的勞働にもかかわらず貧農小作農に沒落する自作農もまた珍しくない。こうした小作農から自作農までふくみこんだ直接勞働者に對立する地主體制との關係において、氏の形象化された農村家族の性格を理解する努力によってのみ氏の理論は最終的に貫徹されるのではないだろうか（佐伯氏第二稿における氏の家父長制均分小型家族という概念の抽象性への指摘參照）。又氏は本書では宋代以後の中國社會について「中國中世における家父長制の根強さを肯定しつつ」「農奴制の存在を試金石として」これをフューダルなものと規定されているが、以上のような意味あいからすると、こうした家父長制こそ中國のフューダルなものの重要な要素の一つとすべきではないだろうか。むしろ氏が「中國の農村家族」の中で「家內奴隸的制度をもふくむフューダルな諸關係全般」と說かれた視點にもどるべきではないかと思うのである。

同族については氏は、親族と異なり女系親をふくまないという男系型の血緣編成としてその意義づけを行ない、更に同族內における族長と宗子の兩立とその役割を考えて日本の場合の如き本家分家的な序列をもつ血緣結集との差異を定式化される。それはまた、世代差のみを規準とする朝鮮、ローマ型の親等制度に對して世代差という縱軸と同一世代間の遠近という橫軸とをともに規準として「同等

親は同一の順位と權利をもつ」ゲルマン型の親等制度に相似のものであると說かれる。朝鮮、ローマ型が男女均分と結びつき、中國・ゲルマン型が男系相續と結びつくという指摘も重要であろう。

このような同族體制をその族產の所有と考えあわせて、氏は「十・十一世紀にギルドと並んで農村の共同體的關係の稀薄さのただ中に成立する同族集團（血緣的再編成）」として理解され、科擧官僚として地主がその勢力をのばす足場であるとともに、地主佃戶關係の矛盾をそらすフューダルなものと證明される。こうした意味で「同族の成立は中國の歷史を劃した現象」であった。氏はまた「中國の農村家族」以來、均分的分裂と同族結合との統一を「ヨーロッパ型の封建制との差異を示すもの」として把えられてきた。この視角は徹底した均分の實證されている華北において同族結合が相對的に弱く、同族結合が強いといわれている華中華南での均分が十分に實證されていないこと、また宋代型の國家權力はむしろ華北から形成されはじめたと思われることからすれば現段階で直ちに全面的に肯定することはできない。しかし仁井田氏も若干指摘されているように華中華南の同族結集の內容や均分についても議論の餘地があり、方向としては氏の理論は強い魅力をもっている。

本書ではまた、同族結合は橫の仲間的同輩思想をうむような平等的側面をもち、これが同一世代間の均分を支える一要素であると說かれている。そしてこの同族的仲間關係の成立の要因を「東洋的專制權力が自己以外に集中權力を育てることを妨げるための分裂的政策」「力の結集をくずし、力の分裂をねらう專制權力が自己の都合のよい所有形態をつくろうとする壓力」に求められる。恐らく權力が同族的所有、規制の支持強化を圖ったことは事實であろうが、一歩進んでこの中央集權的權力の基礎をなす地主制と同族結合の間の關連を明らかにすることができればわれわれの中國史像もより正確なものになるであろう。ついでながら氏によって、ギルド結合の地緣的要素、同族結合の血緣的要素が、ともにフューダルなものとしてうけとめられたことは重要な意義をもつが、これがともに宋代以前の社會の構成要素の再編成としてあらわれ、またともに生產の場において一次的な役割を果すのではない——ギルドの場合、そのギルド成立の場所を地緣の要因とせず、同族の場合、すでに血緣者間の階級分裂が明白であり、これに「たがをかける」ものとして同族結合が作用する——こと、いいかえれば兩要素が二次的再編成的なものとして作用していることは宋代以後の社會構成を考える際の一層重要なポイントになるのではないだろうか。

村落法についての分析は實證的には同族の分析と相重なっているがその理論的な出發點は「村落共同體は農民に再生產の地盤を與え、その地盤の基礎を培う體制であり、しかもその地盤を奪っては支配權力自體がなりたたなくなる相互關係をもった機構である」という「中國の同族又は村落の土地所有問題」（一九五六年）以來の規定にある。その注によると、この規定は主として西嶋定生氏の「各人の勞働力の再生產をそれなくしては不可能ならしめ、それによってはじめて可能ならしめるような基本條件のあり方が、各個人の集團としての共同體の存在を必然ならしめると同時に、その形態ならびにその機能を規定するものと考えるべきではあるまいか。すなわち共同體は勞働力再生產の培養基として設定されるのではあるまいか」という發言によっている。西嶋氏が何故ここで生產といわずに再生產といい、又培養基という生產そのものの本質的條件と

は異ったイメージを與える言葉を使用されたかは筆者には理解できないが、これを援用された仁井田氏の場合には更にここから「基本的條件」という規定がぬけている。このような規定は、生産そのものの前提としてあらわれるような共同體からいわゆる「共同體」に至るまで一様に適用されうることになりはしないだろうか。仁井田氏が本書で時に共同體にかっこをつけ、時にかっこをはずしておられるのはこのことと相關的ではないだろうか。氏の實證によっても同族の義莊、祭田を除くなら、燃料、肥料の供給源としての持山、共有池塘等が主として同族村落に見られる程度であって、地主佃戸關係の支柱として再編成される同族結合、村落結合という立場からしてもこうした狀況は「共同體」とよぶことさえ困難なものと思われる。

以上のような家族法、村落法の論理と身分法、土地法の論理をつなぐものとして、農奴法の項に「十世紀以後の中國の國家について農奴制を中心にして考えると、國家の權力は經濟外的強制と緊密なつながりがあった。地主の支配は個々の地主の力だけでは貫徹できず、持續もできなかった」かくて「また國家と村落は分つことのできない權力支配機構であって、地主の暴力をふくむところの社會的強制力に擔保された地代搾取形態、いわゆる經濟外的強制が行なわれた」という鮮かな主張がみられる。氏はこの主張と關連して「十世紀以後の國家の法的規制は地主的優位の保障をしだいにきずきあげていった」として、南宋期の地主佃戸の「分」の法制化とそのイデオロギー的反映としての朱子學についてふれておられる。しかし如上の論理が第一に要求するのは、生産關係としての地主佃戸關係が成立した北宋初期において、地主的收奪・村落體制とつながるいかなる權力支配がみられるかということではないだろうか。「分」と朱子學についての指摘は貴重であるが、それに先行する（時期的に、また體制の基本的要請として）規範あるいは制度は何であろうか。この點からみれば氏はこの正しい規定を十分に實證化される餘裕をついにもたれえなかったと云えるであろう。氏の規定と指摘を生かして結びつけることは殘されたわれわれに課せられた仕事である。農奴法、ことに「契約」をめぐる氏と宮崎市定氏の間の見解の相違と論爭については、基本的には佐伯氏第一稿の指摘以上につけくわえるものはないように思われる。

土地法の中で均田法に對する氏の理解については重田氏稿に峻烈な批判がみられる。しかし筆者には重田氏のいう如く、宋代の佃戸の系譜が現在の實證史學によって、例えば西嶋氏にみられるような「皇帝の個別人身支配をうける」（西嶋定生氏編、東洋史入門）均田小農民に求められるとする說が十分に實證されているとは思われない。今なお法制としての均田制下に包括される農民の中で仁井田氏の說かれるような層がかなり廣汎に存在したと考えられるのではないだろうか。又西嶋氏のような考え方からすればかつての堀敏一の「個々の農民の非常に高い獨立性」と「黃巢の亂にあらわれたような農民叛亂の非常に高い壓力」が宋代の中央集權制を必然的に要求したという鋭い指摘（中國における封建國家の形態、歷研一九五〇年度大會報告）とはうらはらに、隋唐以來五代の分裂期をふくみながら本質的には一貫して強化されてきたと思われる中央集權的權力をその經濟的土臺と結びつけて理解することは困難になるのではないだろうか。

降って一田兩主制と隨田佃客に對する氏の見解をみると、ここで

は佐伯氏によって指摘された弱點は克服されていないようにみえる。地主・佃戸の分から長幼の序へという氏の見解は勿論正しいであろうが、佐伯氏の批判（宮崎市定氏の見解をもふまえて出された）によるなら、宋代の「隨田佃客」から明代の「東換不換田」さらには一田兩主への過程は一連のものと考えうる。

刑法については本書は「中國の古刑法はもとより權力支配の最先端であり、君主や父母に對する犯罪には極刑を科した」と刑法の最終的目的を規定し、その法形式面の特徴として、罪刑法定主義（類推解釋と君主の專斷を排除しないが）、道義的責任論と犯罪行爲に對する等量的應報の原則、無對價勞働の收奪を狙う自由刑がそれぞれ他民族に比して極めて早期に發達したこと、及び全體としての刑法そのものの早期發達を說かれる。

このうち氏のいわれる古刑法の道義的責任論と等量的應報の結合については、日原利國氏の批判があり、それは最終的には「春秋公羊學の倫理思想――判斷方式について――」（東洋史研究二三の二）にまとめられている。日原氏によると、古刑法の典型として公羊學の法理論をうらづける倫理は「客觀的事實や結果を全く無視して內的心意のみを一方的に追求する判斷方式」として定式化される。このような「倫理」が刑法にそのまま反映すると考えれば仁井田氏の見解と矛盾を生ずるわけであるが、日原氏はまた「公羊學の倫理思想は民から士大夫まで人間一般を對象としない」「支配の座についた士人階級の道義的要請である」と說かれている。ところで刑法はまさに「庶人に下すべきもの」であったはずであるから、かかる倫理思想と刑法理論、更には刑法の實體の間には自ら徑庭が生じるであろう。この點から兩氏の見解を統一的に考えれば、そこに中國古刑法の特色がうかびあがってくるように思われる。又刑法は權力支配貫徹の手段を規定するものであるが、例えば氏が自由刑の發達について、權力支配との關連を說かれたような、手段と內容を統一的に把える視點を氏が明らかにされたその他の刑法の特色についても追求できるならばわれわれの中國史像はより豐かになるであろう。

最後に本書に集約的に表現される仁井田氏の巨大な業績をふりかえれば、われわれには氏の業績を繼承する二つの方向が可能であろうと思われる。一つは文字通り中國の法と社會と歷史の全分野をおいさらに周邊アジアに及ぶ廣汎な業績を「學問的醇化」をうたって「搾取」してやせほそらせ形骸化することであり、今一つはその學問の變革のあと、その巨大な過去の業績の全分野に亙って貫徹すべきいとまをもたずに去られた氏の正しい視點をひきつぎ發展させ、われわれの歷史像をより豐かで正しいものとする方向である。筆者もまたこの方向の追求に努力することをもって先生の御冥福をいのりたいと思う。

（佐竹・靖彥）